

令和6年能登半島地震災害

日赤大分県支部救護班第1班

出発式

Japanese Red Cross Society



令和6年能登半島地震災害において、被災地に向かう日赤大分県支部のスタッフ

赤十字会員・協力会員募集のてびき

人間を救うのは、人間だ。 Our world. Your move.

 日本赤十字社 大分県支部
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社について

日本赤十字社は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命のもと、国内外の災害救護活動をはじめ、子どもたちの心を育む青少年赤十字活動や、全国各地で救急法講習会の展開等、幅広い活動を行っています。

このような人道的活動は、赤十字会員・協力会員からの会費、そして活動の推進にご協力くださるボランティアの皆様によって支えられています。

赤十字活動資金の用途

ご寄付いただいた活動資金はこのように活用されています。

① 被災地での救護活動
(写真は能登半島地震災害での活動)



② 災害時に避難所生活を支える救援物資の整備



③ 赤十字救護員育成のための研修・訓練



④ ボランティアの育成のための研修・訓練



⑤ こどもたちの思いやりの心を育むための活動



⑥ いのちを守る講習・セミナーを行うための資器材整備



⑦ 災害に備えた救護資機材の維持管理



赤十字活動資金と会員・協力会員について

日本赤十字社では、「会費」として年額2,000円以上をお納めいただく方を「会員」、目安として年額500円以上をお納めいただく方を「協力会員」と呼びしています。

会 員

- 会費として年額2,000円以上をお納めいただき、会員申込みをされた方

協力会員

- 目安として年額500円以上をお納めいただいた方
- 年額2,000円以上をお納めいただいた方で、会員申込みをされない方

赤十字会員・協力会員募集の手順

1) 説明会の開催

自治会、町内会などの会合の機会に赤十字の活動資金への協力についての広報をお願いします。

2) 「赤十字会員・協力会員」加入のお願い

協力会員は年額500円以上を目安としますが、より多くの方に会員へ加入していただけるよう、勧奨もお願いします。

なお、10万円以上の協力の申し出があった際には、各市町村の赤十字担当窓口へご連絡をお願いします。

3) 会費の取り扱い

会費を受ける際は、氏名と住所を正確に記載し、領収書を発行してください。

なお、領収書控は、各市町村の赤十字窓口へ提出願います。

会員加入の意思確認は日赤大分県支部が行います

年額2,000円以上を納入して下さった方には、日赤大分県支部よりご本人様へ書面をもって会員加入の意思確認を行います。

自治会の皆様をご本人様の意思を確認する必要はございませんが、対象の方の氏名を市町村窓口へお知らせ願います。(各市町村窓口の指示に従ってください。)



意思確認後、会員加入を希望された方には、日赤大分県支部よりイベントのご案内や広報誌を送付させていただきます。

会員加入をしない場合は、協力会員としてのお取り扱いとなります。

日本赤十字社への活動資金に対する表彰

日本赤十字社の表彰

| 区分 | 種別 | 表彰基準額 | 納入方法 | 表彰内容 |
|--------|----------|------------------|--------------------------|-------------------|
| 特別社員章 | 会員 | 2万円以上 | 一時又は数次 | 特別社員章、門標、称号付与通知書 |
| 支部長表彰状 | 会員 | 10万円以上 20万円未満 | 一時又は数次 | 支部長表彰状 |
| 支部長感謝状 | 会員以外の寄付者 | | | 支部長感謝状 |
| 銀色有功章 | 個人 | 20万円以上 | 一時又は数次 | 銀色銅板楯、銀バッジ、陶器製門標 |
| | 団体・法人 | | | 銀色銅板楯、銀バッジ |
| 金色有功章 | 個人 | 50万円以上 | | 章記、章、綬、金バッジ、陶器製門標 |
| | 団体・法人 | | | 金色銅板楯、金バッジ |
| 社長感謝状 | 個人・団体・法人 | 50万円以上 | 金色有功章受章後、更に一時又は数次に50万円以上 | 社長感謝状 |

国の表彰

| 区分 | 種別 | 表彰基準額 | 納入方法 |
|---------------|-------|------------------|---|
| 厚生労働大臣 感謝状 | 個人 | 100万円以上500万円未満 | 一時又は同一年度内に数次 |
| | 団体・法人 | 300万円以上1,000万円未満 | |
| 紺綬褒章 | 個人 | 500万円以上 | 一時 (ただし条件を満たせば分納も可能です。 詳しくはお問い合わせください。) |
| | 団体・法人 | 1,000万円以上 | |

税制上の優遇措置

日本赤十字社に**2,001円以上**ご寄付いただいた場合、税制上の優遇措置が受けられます。

| 区分 | 措置の内容 | 適用期間 |
|---------|--|------|
| 所得税の控除 | 寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%）から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。 | 通年 |
| 相続税の非課税 | 寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。 | 通年 |

活動資金は年間を通して募集しております。



日本赤十字社 大分県支部

Japanese Red Cross Society

〒870-0033 大分市千代町2丁目3番31号
TEL (097) 534-2236・FAX (097) 533-6795

日赤大分

赤十字についてのご連絡は、最寄りの市町村の赤十字担当窓口または県支部へ